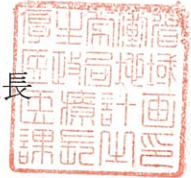




医政地発1021第5号
平成26年10月21日

一般社団法人 日本保険薬局協会会長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課課長



利用者自らが採取した血液について民間事業者が血糖値や中性脂肪などの生化学的検査を行う事業において自己採血を行う際の感染防止等衛生管理の徹底等について

標記につきまして、別紙のとおり各検体測定室運営責任者宛て通知したため、御了知願います。

また、利用者自らが採取した血液について民間事業者が血糖値や中性脂肪などの生化学的検査を行う事業（以下、「検体測定事業」という。）に類似する事業として、薬局等において提供される検査サービスの中には、検査の工程を衛生検査所において実施するものがあります。この場合、薬局等の施設内において検体の測定を行わないため、検体測定事業には該当しないが、血液に起因する感染等を防止するために、適切な衛生管理等を実施する上での留意点を定めた、「検体測定室に関するガイドラインについて」（平成26年4月9日医政発第0409第4号厚生労働省医政局長通知。以下、「検体測定室に関するガイドライン通知」という。）に準じて取り扱われることが重要であります。

検体測定室に関するガイドライン通知の趣旨等を御理解いただき、薬局等における衛生管理の徹底等が図られるよう、貴（協）会会員への周知等に御協力をお願いします。

（照会先）

医政局地域医療計画課医療関連サービス室（寺本、小野）
電話 03-5253-1111（内線 2538、2539）